

丹波篠山市

空き家バンク活用住宅改修補助金のご案内

丹波篠山市では、市内の空き家の有効活用、定住の促進及び地域の活性化を図るために、空き家バンクで紹介している物件を改修して活用する場合に、工事費の一部を助成しています。
ぜひ空き家バンクの物件をご活用ください。

【交付要件】

- ・市の空き家バンクで紹介している空き家（戸建）を、購入もしくは賃貸して、自己の住居または住居兼事業所として活用するために改修（※1）すること
- ・申請者は空き家バンク利用登録者（※2）で、空き家の買主または借主（契約者）であること
- ・申請者は改修工事の施主であること
- ・工事着工前に市の創造都市課へ申請すること（着工は認定決定後）
- ・申請者に市税の滞納がないこと
- ・申請者は事業終了までに、改修した物件に定住意思を持って居住し、市内に住民登録を有していること

※1. 住宅の機能回復・向上のために、改修・修繕・模様替え又は設備改善を行うこと

※2. 丹波篠山暮らし案内所にて、空き家バンクの物件の利用希望を登録した者



空き家バンク↑

<https://classo.jp/housesearch>

【補助金額】

補助対象経費の2分の1又は50万円のいずれか低い方

※千円未満は切り捨て

【問合せ先】

丹波篠山市役所 企画総務部 創造都市課（本庁舎3階）

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41

TEL：079-552-5106

FAX：079-552-5665



《手続きの流れ》

① 認定申請書類を創造都市課へ提出

・改修工事着工の2週間前には提出をお願いします。

(提出書類)

(1) 認定申請書 (様式第1号)

(2) 申請者の現在の住民票

(3) 住宅の改修に係る工事請負契約書及び工事見積書 (内訳明細があるもの) の写し (請負によらず自らで改修する場合は、材料の明細とその費用が分かる書類)

(4) 売買又は賃貸契約書の写し

(5) 賃貸の場合は承諾書 (様式第2号)

(6) 建物全景及び工事予定箇所の写真

(7) 建物の位置図、平面図及び立面図

(8) その他市長が必要と認める書類

約1~2週間で認定通知書を送付します。

② 審査後、創造都市課より認定通知書を送付します

・改修は認定通知書が届いてから着工してください。

・完了時に提出する交付申請書の様式を送付します。

交付申請に必要な書類は、申請者が工務店に工事代金を支払ったことが分かる領収書や、工事完成写真などです。また、当初から工事金額が変わった場合は、最終の見積書や内訳明細のある請求書を添付してください。

認定時から交付申請までの間に、交付要件を満たさなくなった場合は、交付することができません。

③ 工事着工・完成

④ 交付申請書を創造都市課へ提出

・認定通知書送付時に、交付申請に必要な添付書類一覧表を同封しますので、ご確認ください。

⑤ 事業完了検査

・改修した物件に職員が伺い、工事箇所の確認をします。(検査日は平日の9:00~17:00)

・検査時間は約5分~15分を予定しています。

・市税の滞納がないか、住民登録は市内か等の交付要件を確認します。

⑥ 交付決定通知書の送付、補助金の交付

・事業が適正であれば交付を決定し、交付決定通知書を送付します。

・完了検査に合格であれば、指定の銀行口座に補助金を振込みます。

丹波篠山市空き家バンク活用住宅補助金Q & A



・認定申請手続き全般

Q 1. 認定申請書はどこで入手できますか？

A 1. 市の HP、創造都市課や暮らし案内所の窓口で入手できます。

※上記の QR コードからダウンロードできます。

Q 2. いつ認定の申請をすればよいですか？

A 2. 必ず工事着工前に認定申請書を提出して、事業認定を受けてください。事業認定には 2 週間程度の時間を要しますので、余裕をもって申請してください。事業認定を受ける前に着工した場合は、補助対象外となります。

Q 3. 申請者以外の者が申請書を提出することはできますか？

A 3. 家族や工事施工者等による代理提出は可能です。

・交付申請手続き全般

Q 4. 工事完了後に提出する書類はどこで入手できますか？

A 4. 認定通知書とともに送付します。工事完了まで保管ください。また創造都市課や暮らし案内所の窓口、市の HP でも入手できます。

Q 5. いつ交付の申請をすればよいですか？

A 5. 工事が完了し、住民票を市内に異動させて居住をはじめたら、速やかに申請してください。
認定期間は、認定の日から 1 年間です。(例：認定日が令和 2 年 7 月 1 日の場合、令和 6 年 6 月 30 日まで)
認定期間内に、事業の完了が見込めない場合は、期限までに創造都市課までご連絡ください。

Q 6. 検査の日は平日ですが、申請者が仕事で不在です。どうすればいいですか？

A 6. 申請者の同居のご家族に立ち会いをお願いします。

Q 7. 認定申請時と交付申請時で工事金額や工事内容が変わります。どうすればいいですか？

A 7. 補助金の額が変わる場合は、創造都市課にご連絡をください。必要書類を添えて、変更承認申請書（様式号）を提出してください。

補助金の額が変わらない場合は、交付申請時に、変更後の変更契約書と、内訳明細のある請求書や最終の見積書などの変更内容のわかる書類（コピー）を添付して、変更後の内容で交付申請してください。

Q 8. 補助金はいつ振り込まれますか？

A 8. 工事完了後の完了検査に合格し、交付決定通知書を送付した後、振り込みます。

・交付要件全般、その他

Q 9. 空き家バンク以外の物件を改修します。対象になりますか？

A 9. 対象になりません。

Q10. 契約した物件が空き家バンクの物件かどうかを確認するには、どうすればよいですか？

A10. 暮らし案内所または仲介の不動産事業者にご確認ください。(成約した物件は空き家バンクの紹介サイトでは確認できません。)

Q11. 空き家バンク利用登録者になるには、どうすればよいですか？

A11. 暮らし案内所で受け付けています。空き家バンクの物件の利用しようとする方が登録できます。

Q12. 他の補助金と併用することは可能ですか？

A12. 若者定住支援住宅補助金と併用することは可能です。空き家を対象とした市の補助金である、空き家活用支援事業補助金、空き家活用事業補助金（古民家再生事業）との併用はできません。

その他の補助金については、それぞれの補助事業の実施主体にお問い合わせください。

Q13. 現在、丹波篠山市に住んでいません。補助対象になりますか？

A13. 改修した空き家に居住し、工事完了までに市内に住民登録を異動する場合は対象になります。事業完了後も市内に住民登録を有しない場合は、対象外になります

Q14. 過去に同じ補助金を使って空き家を改修しました。もう一度申請できますか？

A14. できません。

Q15. 工事施工事業者の指定はありますか？

A15. ありません。

Q16. 現在、丹波篠山市内に住んでいます。市外からの転入ではなく、市内間の異動も対象になりますか？

A16. 対象になります。

Q17. 対象工事費の下限はありますか？

A17. ありません。

Q18. 改修して事業所（店舗や事務所）として活用します。対象になりますか？

A18. 対象になりません。住居または住居兼事業所として活用する場合で、改修した物件に居住するものが対象となります。